

平成27年8月

糸田町農業委員会議事録

平成27年8月11日

平成27年8月11日 糸田町農業委員会議事録

- 1 開催の日時 平成27年8月11日（火）午後1時30分
 1 開催場所 糸田町住民センター 2階 第4研修室
 1 委員会の開催及び閉会に関する事項
 開会 平成27年8月11日 午後1時30分
 閉会 平成27年8月11日 午後1時56分
 1 委員会に出席及び欠席委員は次のとおりである。

席順	選挙・選任別	氏名	出欠	
1	選挙	長谷川芳廣	出席	
2	選挙	藤本千鶴子	出席	
3	選挙	藤村幸久	出席	
4	議会推薦	小嶋康子	出席	
5	農業協同組合推薦	植田芳滋子	出席	
6	選挙	松下順一	出席	
7	選挙	藤村栄之助	出席	
8	議会推薦	早麻章三	出席	
9	選挙	田中力	出席	
10	選挙	前田勝美	出席	
11	選挙	廣房徳保	出席	
12	議会推薦	谷口健次郎	欠席	連絡あり
13	選挙	廣房達生	出席	
14	選挙	廣末勝彦	出席	
15	選挙	松岡忠文	出席	
16	農業共済組合推薦	坂元亮一	出席	

1 議長名は次のとおりである。

会長職務代理 藤 本 千 鶴 子

1 職務のため、会議に出席した者

農業委員会事務局長 井 上 淳

農業委員会事務局 熊 谷 直 子

農業委員会事務局 高 橋 郁 恵

1 説明者及び書記は次のとおりである。

農業委員会事務局

1 議案件名は次のとおりである。

- ・議案第3号 農業委員会会長の互選について
- ・審議第3号 農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定について

1 議事録署名委員の氏名

4番 小嶋 康子 委員

5番 植田 芳滋子 委員

1 議事経過は次の通りです。

副 会 長 定刻になりましたので8月の農業委員会を始めたいと思います。委員の出欠を確認したいと思いますので、事務局お願いします。

事務局長 それでは定数の確認をいたします。委員16名中15名が出席しておりますので、糸田町農業委員会規則第6条の規定により、この会議が成立していることを報告いたします。以上でございます。

副 会 長 事務局からの報告のとおり、定足数に達しましたので、ただ今より、8月の農業委員会を開催いたします。開催にあたりまして、署名委員さんの指名をいたします。4番の小嶋康子委員さんと5番の植田芳滋子委員さんです。お願いします。

本日は、議案第3号農業委員会会長の互選並びに審議第3号、農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定についての2案件です。それでは、以後の議事について進めさせていただきます。

事務局、議案第3号について説明をお願いします。

事務局長 説明いたします。
農業委員会等に関する法律第5条第2項の規定により、農業委員会会長の互選を求めます。これは、7月14日に前会長が辞職されたことを受けまして、新たな会長の互選を求めるものでございます。つきましては、互選にあたり「推薦」及び「立候補」による方法がでございます。ただし、候補者が一人の場合は、自動的に会長に互選されることとなります。以上でございます。

副 会 長 どなたか立候補及び推薦される方はいませんか？

早麻委員 会長職務代理。

副 会 長 はい、早麻委員お願いします。

早麻委員 私は次期会長に坂元亮一委員が適任と思います。したがって坂元亮一委員を推薦いたします。なお、谷口委員からも書面で委任を受けています。この通り会長職務代理に提出いたします。

一 同 異議なし

坂元委員 坂元です。今、早麻委員さんからご推薦があり、私も会長に立候補したいと思います。よろしくお願いします。

一 同 異議なし

事務局長 職務代理、よろしいですか？

副 会 長 はい、事務局

事務局長 はい、それでは立候補並びに推薦による届け出が1名のみとなっていますので、このことにより新たな会長には、坂元委員が互選されることとなります。副会長、以上でございます。

副 会 長 ただ今、事務局から報告があったとおり、新たに坂元委員が会長に互選されることに決定しました。それでは互選されました坂元会長に就任のご挨拶をお願いします。

新 会 長 ただ今、皆さん方の信任によりこのたび会長をやらせていただくことになりました。任期が残すところあと2年ですが、皆さんとともにこの糸田町の農業委員会の発展に頑張ってまいりたいと思います、よろしくお願いします。

副 会 長 それでは農業委員会等に関する第5条第2項に基づき農業委員会会長が互選されました。以降の議事については、糸田町農業委員会会議規則第4条の規定に基づき坂元会長に交代させていただきます。

ご協力ありがとうございました。

新会長 それでは、この後は私の方から会議を進行させていただきます。
続きまして、審議第3号農業経営基盤強化促進法の規定による
利用権設定について事務局の方から説明をお願いします。

事務局 はい。1ページをお願いします。
審議第3号農業経営基盤強化促進法の規定により、農用地の利用
権設定を受ける者ならびに設定をする者の届け出がありましたので、農業委員会の承認を求めます。平成27年8月11
日糸田町長佐々木淳。

2ページをお願いします。

総括

利用権設定存続期間 通年5年 利用権を設定する者2人
利用権の設定を受ける者2人 面積 1,999 m²

利用権設定存続期間 通年5年5ヶ月 利用権を設定する者1人
利用権の設定を受ける者1人 面積 3,173 m²

計 利用権を設定する者3人 利用権の設定を受ける者3人
面積 5,172 m²

—事務局明細について読上げ

地図と字図を添付しておりますのでご確認下さい。以上です。

新会長 皆さん方のご意見ご質問をお伺いします。

一同 異議なし

新会長 じゃあ異議なしということでこれを承認することにします。

新会長 事務局、その他ありますか？

事務局 農業委員業務必携を皆さんお持ち帰りください。

新会長 この本をよく読んで地域の農業に役立ててください。皆さんの方からその他の件について何かありませんか？

新会長 その他にないですか？無ければこれで本日の農業委員会を閉会と致します。どうもお疲れ様でした。

平成 27 年 8 月 11 日午後 1 時 56 分終了